



上手に使ってすてきな暮らし

いろいろあります 図書館サービス

市立図書館の年間の資料貸出点数は400万点を超え、リクエスト件数も58万件を突破しました。これは市民一人当たりが年間10点近く図書館資料を借り、一日に1600件以上の予約を受けている計算です。

これからも図書館の様々なサービスをぜひご利用下さい。

夜間開館・返却ポスト・貸出延長

市立中央図書館は火・水・金曜日は午後8時まで夜間開館を実施しています（地域図書館は午後6時まで）が、閉館後もしくは休館日でも玄関脇に設置してある返却ポストで図書の返却ができます（ただし午後10時～午前6時は不可。堺図書館のみ午後10時～午前7時まで不可）。

また、一般図書の貸出は通常2週間ですが、予約の無い図書でしたら最大2週間の貸出延長ができます（開館中なら電話で可）。

インターネット予約サービス&電子メール通知

市内在住、在勤、在学の方は、図書館で暗証番号を登録すると市立図書館ホームページから所蔵資料の予約ができます（図書館内の検索機からでもできます）。また、ご自身のメールアドレスを登録すれば予約図書の準備ができた旨を電子メールで受け取ることもできますのでぜひご利用下さい。

あなたのご希望の本を全力で探し出します

～リクエスト制度・相互利用・相互貸借～

ご自身で市立図書館の所蔵資料を検索して希望の図書資料がなくてもあきらめないで下さい。都立図書館や国会図書館など東京都内の公共図書館と連携して資料提供サービスを行っています。お急ぎの場合はご希望に添えない場合もありますがあなたのご希望の本を全力で探し出します。

また、相模原市・八王子市・日野市・多摩市・調布市・稲城市・府中市の各市と相互利用の協定を結んでいます。各市の図書館で登録していただくとそれぞれの館をご利用いただけます。

あなたの調べものをお手伝いします

～レファレンスサービス～

「こんな内容の本ありますか?」「町田のことをもっと知りたい」など、興味や課題は人それぞれです。かといって膨大な資料・情報の中から「これは!」というものを見つけるのは難しいのでは。

そんなあなたの調べものをお手伝いするサービスがレファレンス（調査協力）サービスです。

美術品等の鑑定や法律相談など専門資格がないとできないもの以外の調べものでしたら、どうぞこちらへ。市立図書館所蔵の約100万点の蔵書をはじめ、各種データベースを駆使してお手伝いします。

マナーを守って 図書館利用を

図書館資料はみんなの貴重な財産です

返却期限を守りましょう

図書館資料の貸出期間は原則2週間ですが大幅に延滞しているケースも見られます。次に利用される方のためにも返却期日は必ずお守り下さい。図書館ではこのような利用者の方に電話・ハガキで督促を繰り返し行っています。それでも返却されない場合には行政手続法に則って貸出停止の処分を行っています。

図書館資料の切り抜き・

書き込みなどはお止め下さい

本や新聞・雑誌に書き込みをする方がいます。鉛筆だけでなくボールペンやマーカー類を使って書き込みをしている例も見られます。また、その部分が必要なのか切り抜いてしまう方もいます。こうした被害を受けた本の大半は廃棄せざるを得ません。



みんなで気持ちよく利用できる図書館のために

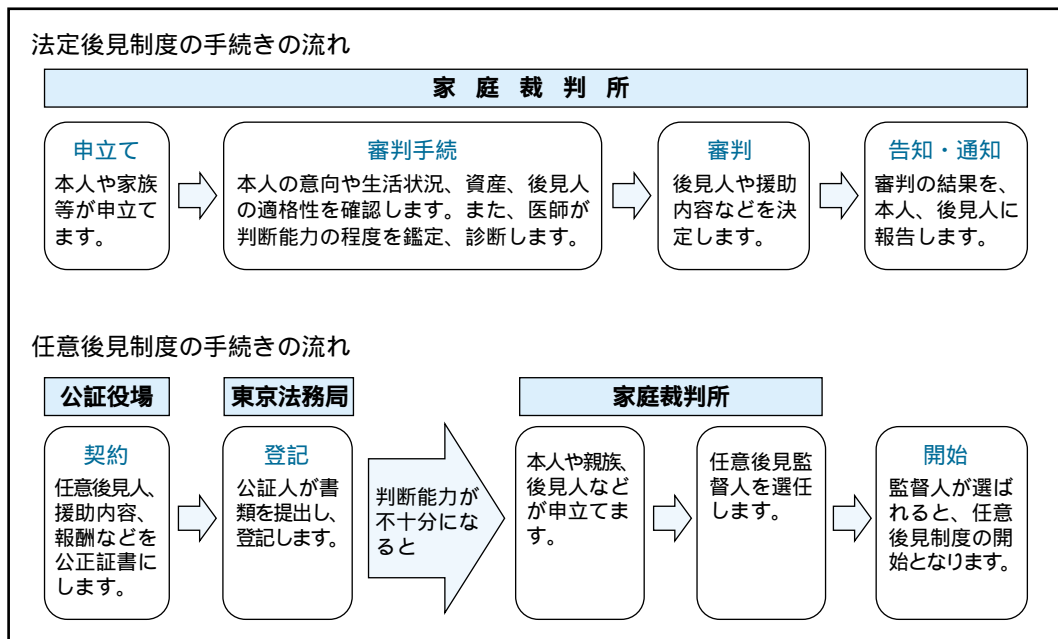
次に利用する人のことを全く考えない行為によって図書館資料はその役割を十分に果たすことができなくなっています。雨の日には本が濡れないように袋に入れたり、お子さんが本を読んでいるときはお菓子などが本に付かないよう配慮をお願いします。

また、人気のある（予約の多い）本や新刊書については、次に待っている方が大勢います。予約（リクエスト）は読みきれの範囲でお願いします。

これからも皆さんに愛される図書館を目指してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

問中央図書館 ☎728・8220

成年後見制度利用の流れ



「ご存じですか」 成年後見制度

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人の権利と暮らしを守る制度です。

その人の家族という間柄だけでは代わって行えない手続きや預金の引き出しなどを行うことができる人を「成年後見人」と呼びます。

成年後見制度は、任意後見制度と法定後見制度があります。

任意後見制度

自分が元気づち、将来の認知症などに備えて、その時に誰に何をしたいかを

あらかじめ決めておきます。手続きは公証役場で行います。

判断能力が低下したときは、本人、親族などが家庭裁判所に契約内容を始める手続きを行います。決められた内容が行われるよう、任意後見監督人が後見人を支援します。

こんな人が利用します

子どもがいなくて、認知症になった時が心配。

法定後見制度

持病があるので、今のうちに財産管理や身の回りの事を決めておきたい。

すでに判断能力が不十分になり、一人では財産の管理や手続きなどを行うのが難しい方について、家庭裁判所が後見人を選びます。本人の判断能力により「補助」「保佐」「後見」に分けられ、後見人に任せる範囲も違ってきます。手続きは家庭裁判所で行います。

こんな人が利用します

老人ホームにいる母の入居費を支払いたいが、本人以外では通帳からおろせないと悩まれた。障がいのある子に後見人としてサポートしたい。

任意後見制度の場合、公正証書作成や任意後見監督人選任申立に約5万円かかります。法定後見制度の場合、証明書や登記印紙などに約2万円、鑑定費用に5万円、10万円かかります。いずれも、後見人などへの報酬は含みません。

禁治産者・準禁治産者の方はどうなるの？

以前の禁治産者・準禁治産者制度は2000年3月に廃止になり、現在の成年後見

制度が始まりました。すでに禁治産者・準禁治産者の宣告を受けている方は、成年後見制度への登記書き換えが必要です。

手続の問い合わせ先

各地域包括支援センター（本人が65歳以上の在宅の方）・ひかり療育園（本人が障がいのある方）794・0730）・福祉総務課 ☎724・187

成年後見制度推進機関設置のお知らせ

2009年4月に、町田市社会福祉協議会に設置予定です。成年後見制度利用についてのご相談等を行います。

成年後見制度講演会「もっと身近に成年後見制度」

「次々販売や振り込み詐欺などの悪質商法から連絡が来たら」「金融機関で貯金があるせず、後見人が必要と言われた。」最近高齢者や判断能力が十分でない方が困る問題が増えています。専門家が寸劇とクイズ形式でわかりやすくお答えします。当日は手話通訳・要約筆記があります。

直接会場へおいで下さい。日時 8月23日（土）午前10時～11時40分（午前9時30分開場）

会場 町田市民フォーラム3階ホール 講師 東京司法書士会三多摩支会 所属司法書士 定員 180人

問福祉総務課 ☎724・2537、FAX 724・1187